法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項及び第三十四条第二項中「別表六(三十六)」を「別表六(三十七)」に、「別表八㈢」を「別表八㈢付表」に、「別表十四㈨付表二」を「別表十四㈩付表二」に改め、「別表十五」の下に「、別表十五付表」を加え、「別表十八から別表十八の三まで」を「別表十八㈠から別表十八㈢まで」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「、別表六㈧」を削り、「別表六(十三)から別表六(三十六)まで」を「別表六(十四)、別表六(十七)から別表六(二十四)付表一まで、別表六(二十五)から別表六(三十七)まで」に改め、「別表八㈢」の下に「、別表八㈢付表」を加え、「別表十四㈧から別表十四㈩まで」を「別表十四㈩から別表十四㈫まで」に、「別表十七(二の三)付表まで」を「別表十七(二の二)付表二まで、別表十七(二の三)、別表十七(二の三)付表」に改める。

別表一の表中

法人税額の特別控除額（別表六(六)「4」）

を

法人税額の特別控除額（別表六(六)「5」）

に改め、同表の記載要領第四号㈡中「別表六(八)付表「31」」を「別表六(九)付表「31」」に、「別表六(九)付表「30」」を「別表六(十)付表「30」」に、「別表六(十二)付表「19」」を「別表六(十四)付表「19」」に改め、同号㈤中「別表六(三十五)「31」」を「別表六(三十六)「31」」に改め、同第十三号を同第十四号とし、同第十二号中「第９号(1)イ」を「第10号(1)イ」に改め、同号を同第十三号とし、同第十一号を同第十二号とし、同第十号を同第十一号とし、同第九号を同第十号とし、同第八号の次に次の一号を加える。

9　「㉑」から「㉓」まで及び「この申告が修正申告である場合のこの申告前の」の各欄は、令和４年12月31日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載を要しない。

別表一付表の表中

他の中小通算法人等の所得金額の合計額（別表十八「４の計」）－(1)

を

他の中小通算法人等の所得金額の合計額（別表十八(一)「４の計」）－(1)

に改め、同表の記載要領第三号中「この申告前の別表一付表「４」の」を「法第74条第１項（確定申告）の規定による申告書に記載された別表一付表「１」及び「３」の金額により計算した」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、既に法第66条第10項の通算事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「所得金額（別表一「１」）(1)」及び「計(1)+(2)(3)」の金額として計算される金額により、同欄の金額を計算すること。

別表一の二の記載要領第四号㈡中「別表六(三十五)「31」」を「別表六(三十六)「31」」に改め、同第十一号を同第十二号とし、同第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同第八号の次に次の一号を加える。

9　「㉑」から「㉓」まで及び「この申告が修正申告である場合のこの申告前の」の各欄は、令和４年12月31日以後に終了する連結事業年度について修正申告をする場合には、記載を要しない。

別表一の三の表中

法人税額の特別控除額（別表六(六)「4」）	3

を

法人税額の特別控除額（別表六(六)「5」）	3

に、

法人税額の特別控除額（別表六(六)「4」）	26

を

法人税額の特別控除額（別表六(六)「5」）	26

に改め、同表の記載要領第一号中「第10号」を「第11号」に改め、同第四号中「別表六(三十五)「31」」を「別表六(三十六)「31」」に改め、同第十一号を同第十二号とし、同第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同第五号の次に次の一号を加える。

6　「⑫」から「⑭」まで及び「㉞」から「㊱」までの各欄は、令和４年12月31日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載を要しない。